



冤罪・布川国賠

# 冤罪・布川国賠ニュース

第32号 2019.1.10

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

いよいよ布川国賠・地裁判決の年!!

## 判決は4月10日(水)を予定! (但し、延期の可能性も)

さらに今年、桜井さんは、3月2日に「冤罪犠牲者の会」を立ち上げる予定。また「再審法改正をめざす市民の会」の立ち上げも予定されています。次ページをご覧ください。

「いよいよ終結の年です」

桜井昌司

長い布川事件の闘いも、今年は決着です。

皆さんの、長いご支援に、心から感謝申し上げます。有り難うございました。

昨年の最終弁論時、裁判官は「年度内に判決を出します」と言いましたが、少し時期は延びるようですけれども、桜の咲くころに判決があることは確定です。

今年で終わると思うとホッとしています。

何時もながらの正月。恒例の笠間稲荷の初詣で得たお御籤は「大吉」でした。凶を引いても、特別のことはなかったばかりか、再審で勝利したのですから、大吉となれば勝利は当然ですし、皆さんと祝杯を上げられると確信しています。

足掛け7年となった闘いは、再審とは立場を違

えた民事裁判の気楽さはありませんが、警察と検察の無責任を語る言い訳に言い訳を重ねた主張には、ここまで言い繕うかと呆れるばかりでした。期待した証拠開示も、全くダメ。日本の司法は根本的に腐っていると知らされもした国賠裁判でした。

再審で無罪になった記者会見などで、私が話した言葉を覚えてくださっている方はいるでしょうか、「料理を習いたい」と言いました。このところ、料理が面白くなりまして色々作るようになりました。周りの皆さんから「作って!」と頼まれたりします。今年は出汁作りを習得して、もっと美味しい料理を作れるようになりたいと思っています。

自分の闘いは終わりますが、まだ多くの仲間が苦しんでいます。その闘いに力となるために、冤罪仲間と司法制度改革を求める活動を始めます。

終結の年は、新しい闘いの始まりになります。どうぞ宜しくお願いします。

## 「冤罪犠牲者の会の発足について」

桜井昌司

昨年、「冤罪被害者の会」を作ろうと思い始めたのは、7月11日にあった日野町事件の再審開始決定がきっかけでした。

ご存知の通り、日野町事件で阪原弘さんが犯人とされたのは、阪原さんが金庫発見現場山中へ案内した写真付きの「検証調書」が有力な根拠とされました。しかし、写真ネガの証拠開示が実現して調べてみると、調書に添付された18枚の写真のうち、9枚は帰り道に撮ったもの「行き」と偽ったことが明らかになりました。

警察の常套手段で、どの冤罪事件にもある証拠捏造ですが、再審請求審では、この写真の入れ替えをした担当警察官の証人尋問を行ってみると「こういうことは、良くあるんです」と平然と語ったそうです。

再審請求人として尋問を傍聴した家族は、この警察官の発言を聞いて腹が立ち、「後ろから石を投げつけたかった」と語っていました。無実の罪で父を殺された家族の怒りは、さぞや！ですが、この警察官の姿が、警察の実態です。平然と証拠捏造をして「犯人だ」と語って恥じません。

「それでも阪原は犯人だ」と検察は主張していますが、これが検察と弁護側の立場を違えたならば、きっと検察は正義に立脚すべき司法の一員としての有り得ない不正行為だとして手厳しく批判するはずです。そして裁判所も簡単に認めて一件落着とするはずです。

警察と検察は何をしても許されている現実。これが冤罪を生む大きな原因です。証拠捏造は犯罪です。誰が行っても犯罪なのです。

写真の入れ替えは、何でしょうか。「良くあること」とは、何でしょうか。

阪原弘さんの長女、美和子さんが「桜井さん、冤罪被害者の会でも作って、警察をやっつけましょう！」と、あの再審開始決定の日に言ったのです。

嘘を語る警察、証拠を捏造する警察、証拠を隠す検察、なぜ許されているのか！再審で無実になった人に「お前が嘘を語るから悪い。俺たちこそ被害者だ」と嘯く警察。それでも「布川事件の二人は犯人だ」と嘯く検察。こういう人たちを裁く法律が必要です。

検察の上訴権の廃止、事件当事者に証拠閲覧権に加えて、嘘を語り、証拠を捏造したり、隠滅する行為を裁く法律を作れ、と言う声を上げます。

この3月2日、青山学院大学を会場に結成総会を行います。

### ☆☆☆裁判所要請行動のお知らせ☆☆☆

1/24(木) 13:00~

12:45 東京地裁前集合

布川国賠、地裁で最後の要請行動になります。ぜひご参加ください！

## 「めざせ！再審法改正！」

なくせ冤罪！市民評議会  
代表 客野美喜子

今、再審は激動の時期にあります。2010年から16年にかけて、足利、布川、東電OL、東住吉と、無期懲役事件での再審無罪が相次ぎました。さらに、2014年には袴田、16年には松橋、17年には大崎と湖東記念病院、18年には日野町事件と、毎年のように各地で開始決定が出ています。

一方、請求審の過程で棄却・逆転される事件もあり、再審は、今なお「狭き門」であることに変わりありません。このような状況の中で、「再審制度の不備」が、度々、世論にも取り上げられるほど顕在化してきました。こ

の、絶好の機会を逃すまいと、私たちは、現在、「再審えん罪事件全国連絡会」、「日本国民救援会」等と協力しながら、「再審法改正をめざす市民の会」の結成に向けて準備を進めています。当面の目標として、「再審のために全ての証拠を開示せよ！」、「検察官の不服申立を禁止せよ！」の2点を掲げています。

そもそも、「再審法」は、もっと早くに改正されるべきでした。私たちが「再審法」と称している再審の規定（刑事訴訟法435条から453条）は、なんと大正11年に出来たときのままなのです。この時代に取り残された再審の規定を、今こそ、「誤判からの救済」という理念にふさわしいものに正すべきときです。今春早々、正式な結成集会を開催し、全国的な再審法改正運動を目指して活動していきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪・・・♪

## 感動のNO MORE ENZAIライブ(10月29日)

当日大井町「きゅりあん」の会場は210名の観客でほぼいっぱいになりました。本格的な音響・舞台スタッフが参加するコンサート会場で初めて歌ったという桜井さんの獄中歌に、感動が広がりました。

第1部は小室等さんたちのグループによる歌と演奏。李政美さんの透き通るような歌声、中川五郎さんの心を揺さぶる語りの歌。とくに中川五郎さんの、オリンピックの表彰台で人種差別に抗議した「ピーターノーマンを知ってるかい」に心を打たれたとの感想が多く寄せられました。

第2部は桜井さんの歌と田中泰子さんによる獄中詩朗読。桜井さんの獄中歌は何度聞いても心に響きますが、初めて聞いた方も少なからずいて、冤罪の苦しみを伝える歌に感動したと感想が寄せられました。田中泰子さんによる桜井さんの詩も深く心に響く素晴らしいものでした。再審無罪の恩人ともいえる佐藤光政さんもゲストとして参加され、歌声を披露されました。♪♪♪

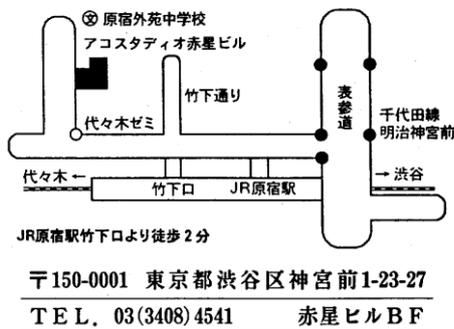


(写真提供 黒住周作)

☆☆☆ お知らせ ☆☆☆

検察側の特別抗告により最高裁に係属して審理中の大崎事件。91歳の原口アヤ子さんに一日も早い再審無罪を!!

大崎事件・再審無罪！  
春を呼ぶ支援のつどい



3月1日 18:30 開演(18:00 開場)  
場所 原宿アカスタジオ  
※ 協力券 2000円

プログラム

報告 (大崎事件弁護団事務局長  
鴨志田祐美弁護士)  
特別ゲスト 岩桐永幸  
鴨志田祐美&桜井昌司ライブ  
※ お問い合わせ先 平川 080-5172-9793  
福田 090-2655-5046

★署名をありがとうございます★

署名数 総計16,624筆!

(12月13日現在 敬称略)

救援会神戸西区支部(45)、救援会広島県東部支部(10)、救援会京都府本部(5)、救援会相模原支部(40)、救援会千葉県本部(59)、救援会呉支部(7)、救援会大阪府本部(17)、救援会北海道本部(14)、救援会広島県本部(26)、救援会福岡県本部(19)、南紀代子(4)、不明(26)

★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する会の活動にご協力ください!

- ・年会費 1口1000円/1年
- ・郵便振替  
口座番号 00170-8-485425  
口座名 布川国賠を支援する会

日程経過

10月29日 NO MORE ENZAI ライブ  
(大井町きゅりあん)

当面の行動予定

1月24日(木)13:00~布川国賠裁判所要請行動  
3月2日(土) 「冤罪犠牲者の会」立ち上げ  
(青山学院大学を予定)  
4月10日(水) 布川国賠判決(見込み)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル405号室  
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798  
ホームページ: <https://fukawakokubai.jimdo.com/>  
E-mail: [kwntpl53@ybb.ne.jp](mailto:kwntpl53@ybb.ne.jp)

発行責任者 中澤宏